

より多くの路線バス事業者が精神障がい者に対する割引運賃を導入するようにしてほしい（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答—

総務省北海道管区行政評価局（局長：茂垣^{もがきえいいち}栄一）は、行政相談を端緒に、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士^{そねまさゆき} 曾根理之）に諮り、「障害者基本法で身体、知的、精神の3障がいと同等に扱っている観点からすると、精神障がい者のみを割引の対象としないのは公平性を欠く。」などの意見を踏まえて、平成26年4月28日、北海道運輸局に対してあっせんを行いました。

当局のあっせんに対して、同年5月16日、同局が講じた措置について回答を受領しました。

【行政相談の要旨】

平成24年7月31日に一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款が改正され、運賃の割引対象者に精神障がい者が加えられた。

しかし、北海道内の路線バス事業者については、精神障がい者に運賃の割引を適用する事業者は少なく、特に大手事業者が本割引制度を適用していないのが現状である。

より多くの路線バス事業者が、精神障がい者を対象とする運賃の割引を適用するようにしてほしい。

【北海道運輸局に対するあっせん要旨】

- 1 一般社団法人北海道バス協会に対し、精神障がい者の運賃割引について、再度会員事業者に協力を求めるよう要請すること。
- 2 上記1の協力要請を行うに際しては、事業者に障がい者割引の実施についてホームページで周知を図るよう併せて要請すること。



【回答要旨】

一般社団法人北海道バス協会会長及び同協会未加入事業者を含めた精神障がい者割引未導入・障がい者割引ホームページ掲載未実施事業者35者に対し、平成26年5月8日付けで、再度、文書を発出し、精神障がい者に対する各種運賃及び料金に係る割引サービスの適用の拡大及びホームページでの周知について協力を要請した。



担当部局：北海道管区行政評価局 行政相談部
連絡先：首席行政相談官 小林 浩二
電 話：011-709-1803(直通)
FAX：011-709-1842
E-mail：hkd32@soumu.go.jp